

12 一般財団法人東京都スキー連盟専門員規程

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条第2項及び4項に基づき、この規程を定める。

(職務及び権限)

第2条 専門員の職務は、その所属する各本部の要請に従い、本連盟の事業について、定められた方針に基づいてその運営を担当する。

(専門員の種類と所属)

第3条 本連盟専門員の種類とその所属を、次のように定める。

- (1) 総務本部専門員 総務本部
- (2) 教育本部専門員 教育本部
- (3) 競技本部専門員 競技本部

(専門員の種類と所属の新設及び改廃)

第4条 専門員の種類と所属の新設及び改廃は、理事会の決議を経て定める。

(専門員の定員)

第5条 専門員の定員は、各本部の業務に応じて各本部が定める。

(専門員の選任)

第6条 専門員は、加盟団体の推薦を受けた専門員候補者のうち、各本部の定める専門員選考基準により各本部が選考し、各本部の本部長が選任し、理事会に報告する。

2 専門員は、本連盟の会長が委嘱する。

3 専門員は、評議員又は役員を兼務することができない。

(任期)

第7条 専門員の任期は原則として2年とする。ただし期間を定めることが適切でないものについては設置の都度、理事会で定める。

(義務)

第8条 専門員は、委嘱された任務に優先的に参加するものとする。

(兼務の禁止)

第9条 専門員は、本連盟役員倫理規則第3条第5号を除き、役員等の兼務を禁止する。

(解任及び資格の喪失)

第10条 専門員は、次の場合には理事会の決議を経て解任又は資格を喪失する。

(1) 前条の義務を怠ったとき

(2) 所属する加盟団体を移籍したとき。ただし移籍に関して、旧所属加盟団体の同意及び新所属加盟団体の推薦を受けた場合は、この限りではない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、1973年（昭和48年）11月1日から施行する。

附 則

この規程は、1986年（昭和61年）8月31日から施行する。

附 則

この規程は、2000年（平成12年）7月23日から施行する。

附 則

この規程は、2009年（平成21年）5月23日から施行する。

附 則（2012年（平成24年）8月1日理事会決議）

この規則は、2012年（平成24年）8月1日から施行する。

附 則（2014年（平成26年）10月25日理事会決議）

この規則は、2014年（平成26年）10月25日から施行する。

附 則（2016年（平成28年）4月28日理事会決議）

この規則は、2016年（平成28年）4月28日から施行する